

## ●離職者の生活支える失業給付

新型コロナウイルス感染症の拡大で、企業の業績悪化による解雇や退職勧奨、雇い止めといった失業に關する相談が増えています。

会社員やパート労働者などが失業した場合、雇用保険から失業給付として、「基本手当」が支給されます。基本手当は離職理由によって、受給開始時期や受け取れる給付金の額などが違ってきます。今回は雇用保険の基本手当（失業給付）についてご説明しましょう。

基本手当を受給するには次の2つの要件を満たす必要があります。

- (1) 再就職の意思があり、就職できる能力があるにもかかわらず、失業の状態にあること
- (2) 離職の日以前2年間に、被保険者期間（賃金支払の基礎となった日数が11日以上あること）が通算して12カ月以上あること

ただし、特定受給資格者（倒産や解雇などの会社都合で離職した人）または特定理由離職者（心身の障害、疾病などで離職した人）については、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6カ月以上あれば、基本手当を受給することができます。

## ●離職票の離職理由を確認

基本手当を受給するには、住所地のハローワークに、「雇用保険被保険者離職票（以下「離職票」という）」を提出したうえで求職の申込みをし、受給資格の決定を受けます。求職の申込みをした日から7日間（待期間）は離職理由にかかわらず、基本手当の支給対象期間になりません。

離職理由が会社都合の場合は、この待期間の後、基本手当の初回振り込みが約4週間後になります。

一方、自己都合退職の場合には、7日間の待期間の後、さらに3カ月

間の給付制限期間があり、基本手当の初回振り込みは約4カ月後になります。

離職理由が会社都合による「解雇」であったにもかかわらず、離職票では「労働者の個人的な事情による離職（一身上の都合等）」に○印が付いていることもあります。このような場合には、離職票の「離職者本人の判断」欄に、「事業主が○を付けた離職理由に異議『有り』」に○印を付け、記名押印して提出しましょう。

その後、ハローワークの担当者が会社に事情を確認し、離職理由の相違が確認できる書類等を元に調査を行い、最終的に「会社都合退職」か「自己都合退職」かの判断をすることになっています。離職票は退職後に元の勤務先から交付されますので、記載されている離職理由を必ず確認しましょう。

## ●離職理由で2倍以上の差も!

それでは、実際に基本手当がいくらになるかを計算してみましょう。

まず、①賃金日額を計算します。賃金日額は、離職前6カ月間の賃金の総額を180で除した額です。

次に、②基本手当日額を計算します。①の賃金日額に、離職時の年齢に応じて45%~80%の給付率を乗じて計算します。給付率は賃金が高い人ほど低く設定されています。

そして、②で計算した基本手当日額に所定給付日数（その人が実際に受給できる基本手当の最大日数）を乗ずれば、基本手当の総額を計算することができます。なお、所定給付日数は、離職理由や雇用保険の被保険者であった期間などで決まっています。

自己都合で退職した場合の所定給付日数は、加入期間が1年以上10年未満で90日分、10年以上20年未

満で120日分、20年以上で150日分となります。

一方、会社都合（特定理由離職者含む）で退職した場合の所定給付日数は、雇用保険の被保険者であった期間や離職時の年齢によって細かく分かれています。

たとえば、会社都合で退職した45歳~60歳未満の人の所定給付日数は、加入期間が1年未満で90日分、1年以上5年未満で180日分、5年以上10年未満で240日分、10年以上20年未満で270日分、20年以上で330日分となっています。

【前提条件】月収50万円、離職時の年齢区分45歳~59歳、雇用保険加入20年以上、給付率50%

①賃金日額 = 月収50万円 × 6カ月 ÷ 180 = 16,660円（賃金日額上限額）

②基本手当日額 = ①16,660円 × 給付率50% = 8,330円（基本手当日額上限額）

・自己都合退職での所定給付日数は150日分  
基本手当総額 = 8,330円 × 150日分 = 1,249,500円

・会社都合退職での所定給付日数は330日分  
基本手当総額 = 8,330円 × 330日分 = 2,748,900円

※上記は概算額。基本手当は4週間に1回支給

賃金の総額には、残業代や通勤手当、住宅手当などを含まれますが、ボーナスは含めません。前提条件が同じであっても、離職理由によって、上記のように基本手当総額に2倍以上の差がつくこともあります。

## ●新型コロナ関連の特例

今年2月25日以降、同居の家族が新型コロナウイルス感染症に感染したことなどから、看護または介護などの理由で自己都合退職した人は、「特定理由離職者」とし、3カ月間の給付制限期間を設けず、7日間の待期間の後、基本手当を受給できるようになりました。

退職後は、再就職するまでの間、給与などの定期的な収入がなくなりますので、すぐに基本手当を受けられるか否かはとても重要になります。